

役員の報酬並びに費用に関する規則

（目的）

第1条 この規則は、一般社団法人佐久産業支援センター（以下「本センター」という。）の役員の報酬並びに費用に関し、法令または定款に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、本センターを主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 報酬とは、職務遂行の対価として毎月一定額を支給するものをいう。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

第3条 本センターは、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- 2 役員には、賞与及び退職金を支給しない。
- 3 報酬の支給日、支給方法等支給に関する詳細については、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

（報酬の額の決定）

第4条 本センターの常勤役員の報酬年額は、業務執行の職務範囲を考慮し、別表に示す範囲内で、代表理事が決定する。

（費用の支払い）

第5条 本センターは、役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は給与規程に準ずる。

（改廃）

第6条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。

（別表） 常勤役員の報酬年額の範囲

常勤役員 6, 540, 000円以内